



The Nishio
Shinkin Bank
DISCLOSURE

2020

地域に生まれ、地域で育ち、 地域の皆さまとともに歩むにしん

ごあいさつ

平素は、西尾信用金庫に格別のお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

今年も、皆さま方に当金庫の経営方針や現状をお伝えするための「DISCLOSURE2020」を作成いたしました。本誌では、少しでも経営の透明性を高めるために「地域の活性化に関する取組状況」、「企業の社会的責任(CSR)への取組み」、「令和元年度の事業概況」、「中小企業の経営支援に関する取組方針と態勢整備の状況」、「不良債権の状況」などについて開示させていただいておりますので、ご高覧のうえ、当金庫をより一層身近な金融機関としてご理解いただければ幸いに存じます。



さて、令和元年度の我が国経済は、前半こそ緩やかな景気拡大基調が認められましたが、10月の消費税率の引上げ、海外における米中貿易摩擦問題や中国景気の悪化等を受け、国内景気にも陰りが見え始め、年明けからの新型コロナウイルス感染症の拡大は、大きな社会混乱および経済活動の停滞を引き起こしており、いまだ先行きが見えない状況にあります。

このような中、当金庫では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けられた皆さまからの新規のご融資や返済方法の見直しのご相談のほか、事業者の皆さまには、危機対応特別私募債の引き受け、雇用調整助成金のご相談、持続化給付金の申請サポート等様々な支援策のお手伝いに全力で取り組んでおります。

また、年度を通じ、お客さまの課題解決を第一とし、各種補助金等申請支援、外部専門機関等との相談拠点であるビジネスコミュニケーションセンターBCC240の開設等に取り組んでまいりました。加えて、通帳アプリ口座(通帳レス)の取扱開始、家計簿アプリや会計ソフトを展開するフィンテック企業との連携等、お客さまの利便性向上に努めるとともに、本年4月1日には、「にしんSDGs宣言」を公表し、地域におけるSDGsへの取組みを推進しています。

これらの結果、令和元年度の業績は、預貸金とも順調に業容を拡大させる一方、貸出金利回や余資運用利回の低下等に加え、貸倒引当金の積み増しや前述の新型コロナウイルスの影響を受けた金融市場の混乱による保有有価証券の減損対応等により、収益水準は前年度を下回ることとなりました。なお、自己資本比率は18.07%となり、引き続き国内基準の4%を大きく上回る強固な資本構成となっており、金融再生法開示債権における不良債権比率も2.63%となり、健全性についても全国有数の評価を得られる水準を維持できております。これもひとえに皆さま方の温かいご支援、ご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

信用金庫業界を取り巻く環境が大きく変化する中、当金庫では、今後5年間程度に取り組むべき課題等について全役職員が認識を共有するための「共有化シート」を作成しています。共有化シートのゴールに掲げる「お客さまから選ばれる・お客さまが紹介したくなるにしん」に向け、引き続き役職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年7月

理事長 近藤 実

西尾信用金庫

令和2年3月31日現在

本店所在地	愛知県西尾市寄住町洲田51番地
ホームページ	https://www.shinkin.co.jp/nishio/
設立年月日	大正2年10月1日
出資金	788百万円
会員数	65,681人
理事長	近藤 実
常勤役員数	749人
店舗数	49か店
預金積金	1兆2,521億円



CONTENTS 目次

ごあいさつ	1
西尾信用金庫の基本方針等	3
西尾信用金庫の沿革	4
今期決算について	5
今期決算に関する事項	5
極めて健全な経営体質	5
預金積金に関する事項	6
貸出金に関する事項	6
貸出以外の運用に関する事項	6
地域のお客さまからの預かり資産	6
TOPICS	7
お客さまの大切な資産をお守りするための取組み	8
地域の活性化に関する取組状況	9
新型コロナウイルス感染症に係る対応について	11
地域貢献・環境保全に関する取組状況	12
企業の社会的責任(CSR)への取組み	13
不良債権の状況	15
信用金庫の運営	17
総代会制度	17
西尾信用金庫の組織図・役職員等の状況	19
職員	19
組織	19
役員	20
西尾信用金庫 店舗のご紹介	21
地区	21
事務所	22

西尾信用金庫の基本方針等

基本方針

中小企業のための専門金融機関として、中小企業の堅実な育成発展に努め、また広く国民大衆のための地域金融機関として、その生活の向上と地域経済の健全な振興発展に貢献する。

経営理念

お客さまのいちばん身近な存在として、地域とつながり地域に貢献し、地域とともに成長・発展していく。

経営ビジョン

1. お客さまとの持続的な取引を目指し、お客さまとの絆をつくる。
2. 風通しがよく働きがいのある職場をつくり、職員の夢への挑戦を応援する。
3. 健全で堅実な経営に努め、地域の持続的発展に取り組む。

スローガン(3つのにしん)

- ◆ 1 お客さまから頼りにされるにしん
- ◆ 2 働きがいのあるにしん
- ◆ 3 地域とつながり地域に貢献するにしん

ゴール

「お客さまから選ばれる・
お客さまが紹介したくなる“にしん”」

西尾信用金庫の沿革

- T02.10.01 産業組合法に基づき西尾信用組合を愛知県幡豆郡西尾町大字天王12番地に設立
- S25.04.01 中小企業等協同組合法に基づき信用協同組合に改組
- S25.07.26 本店を愛知県幡豆郡西尾町大字本町11番地に移転
- S26.10.20 信用金庫法の施行により西尾信用金庫に改組
- S36.04.05 本店を西尾市永楽町3丁目45番地に移転
- S38.10.01 西尾市金庫事務の取扱受託
- S43.12.16 日本銀行との当座取引開始
- S44.11.06 日本銀行歳入代理店業務の取扱開始
- S47.03.15 日本銀行国債代理店業務の取扱開始
- S48.01. ~ 「仮名預金をなくす運動」を推進
- S55.10.13 本店を西尾市寄住町洲田51番地に移転
- S58.06.01 国債、地方債又は政府保証債の募集の取扱(窓口販売)業務の取扱開始
- H03.11.11 日本銀行との手形割引取引及び手形貸付取引開始
- H06.06.29 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託業務の取扱開始
- H06.10.03 外国為替業務の取扱開始
- H12.06.01 投資信託の窓口販売を開始
- H13.04.02 保険の募集の開始、年金休日相談会の開始
- H24.10.29 「にししん経営者倶楽部」設立総会を開催
- H24.11.05 中小企業経営力強化支援に基づく「経営革新等支援機関」として認定
- H25.06.21 「西三河ハイスクール・起業家コンテスト」が第16回信用金庫社会貢献賞・会長賞(全国信用金庫協会主催)を受賞
- H25.09.02 海外子会社への直接貸付の認可取得
- H25.09.26 事務センター棟・研修センター棟竣工
- H25.09.28 創立100周年記念式典、記念祝賀会を開催
- H25.09.30 預金残高1兆円を達成
- H29.01.04 「iDeCo」個人型確定拠出年金取扱開始
- H29.01.23 信託契約代理業務開始
- H29.10.02 西尾信用金庫スマートフォン向けアプリ「西尾信用金庫アプリ」取扱開始
- H30.01.04 にしおしんきんインターネット支店「愛称：茶々っと」を開設
- H30.06.26 本店営業部 相談プラザ出張所を開設
- H30.08.13~ 窓口業務の昼時間休業開始
- H31.04.12 地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」三十三選に認定され内閣官房から表彰
- R01.05.20 高浜支店新築移転オープン
- R01.10.01 通帳アプリ口座(通帳レス)の取扱い開始
- R02.02.17 新型コロナウイルス感染症融資相談窓口の設置
- R02.03.02 家族信託受託者向けサービスの取扱い開始
- R02.03.23 磁気不良になりにくい通帳(Hi-Co通帳)の取扱開始
- R02.03.31 貸出金残高6,000億円を達成
- R02.04.01 定年年齢を60歳から65歳に延長し、選択定年制度を採用
- R02.04.01 にししんSDGs宣言を公表
- R02.04.22 中島支店新築移転起工式
- R02.06.01 新型コロナ感染症対策応援定期預金の発売



天王本店



本町本店



永楽町本店



寄住町本店

今期決算について

令和元年度決算は、引き続き経営効率を高め、できる限り経費節減に努めてまいりましたが、マイナス金利政策の継続による貸出金利回や余資運用利回りの低下など厳しい収益環境の影響を受けたことに加え、新型コロナウイルスの影響を受けた金融市場の混乱を受け、業務純益、経常利益、当期純利益は対前期比減益となりました。

なお、対前期比減益ながらも利益の積立てを進めたことにより、自己資本比率は国が定める健全性の基準である4%を大きく上回る18.07%となりました。経営体質は極めて健全な水準となっております。

■ 今期決算に関する事項

業務純益 3,235百万円
(前期比 19.85%減)

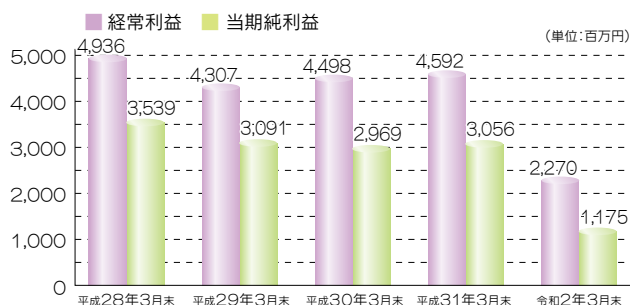
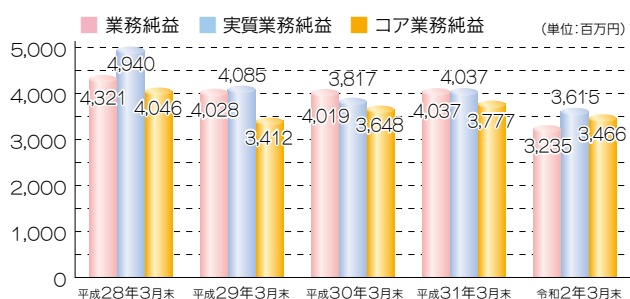
実質業務純益 3,615百万円
(前期比 10.43%減)

コア業務純益 3,466百万円
(前期比 8.24%減)

経常利益 2,270百万円
(前期比 50.57%減)

当期純利益 1,175百万円
(前期比 61.54%減)

■ 利益の推移



■ 極めて健全な経営体質

「自己資本比率」とは、貸出金などの資産（各資産についてそれぞれのリスクの割合に応じて一定率を乗じたもの）に対する自己資本の割合で、金融機関の健全性を表すとともに、体力の強さを示しています。

信用金庫の自己資本比率は、法令により「4%以上」であることが求められていますが、《にしん》の令和2年3月末の自己資本比率は18.07%と、基準の4%を大きく上回っており、経営体質は極めて健全です。

なお、資産から繰延税金資産（813百万円）を除いた場合でも、自己資本の額は103,589百万円、自己資本比率17.93%となり、何ら問題のない水準であることを申し添えます。

【用語解説】繰延税金資産：税効果会計の適用により、将来回収が見込まれる税金の額を表したものです。

自己資本比率は **18.07%**
自己資本総額は **1,044億円**

■ 自己資本比率の推移



(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。令和2年3月末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様さまからお預かりしている普通出資が該当します。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

■ 預金積金に関する事項

預金積金残高 1兆2,521億円
(前年同期比 324億円、2.65%増)

お客さまの大切な財産の運用をお手伝いするために、目的や期間などに応じたいろいろな商品やサービスを取りそろえ、安全かつお気軽にご利用いただけるよう努めています。

お客さまからお預かりしている預金積金残高は、1兆2,521億円となり、年間増加額は324億円、増加率2.65%となりました。

なお、お客さまのニーズにお応えできる各キャンペーン商品を提供しました。

■ 預金積金残高の推移



■ 貸出金に関する事項

貸出金残高 6,000億円 (前期比 246億円、4.29%増)

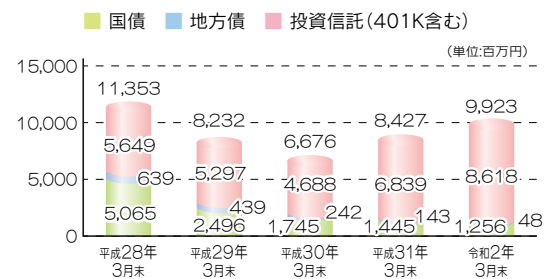
地元の事業者のお客さまや個人のお客さま等への貸出金は6,000億円で、預貸率(預金積金に対する貸出金の割合)は47.92%となりました。

事業者のお客さまには、設備・運転等の事業資金、個人のお客さまにはマイカーの購入、住宅の新築・増改築などの資金に、また、地方公共団体には公共施設の整備等の資金としてご利用いただくなど、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しています。

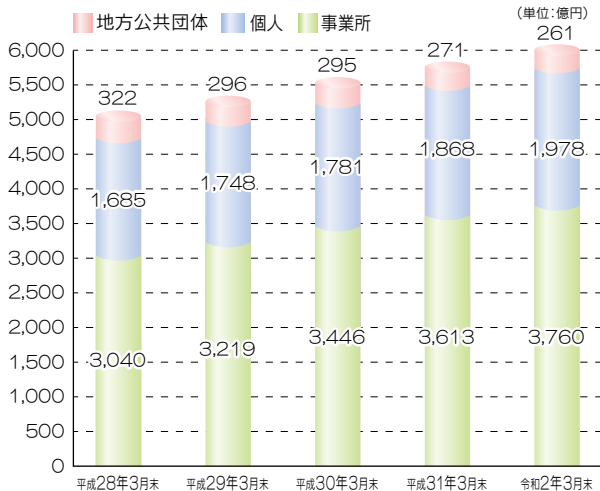
■ 地域のお客さまからの預かり資産

国債など預金積金以外もお取り扱いしております。

■ 預かり資産残高

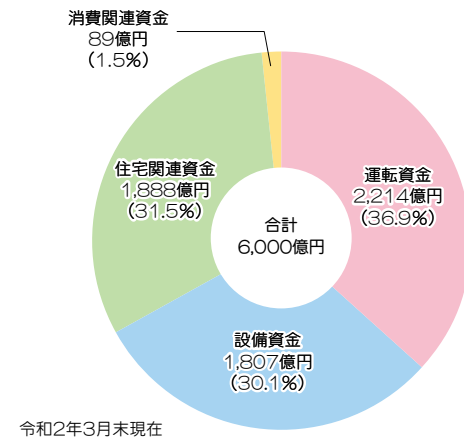


■ 人格別貸出金残高



また、貸出金のほかにも、お客さまの資金ニーズにお応えするために、私募債も取扱っています。

■ 使途別貸出金残高



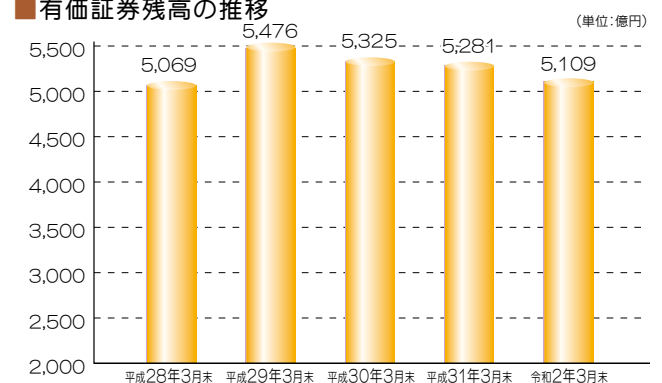
■ 貸出以外の運用に関する事項

有価証券残高 5,109億円
預金積金に対する有価証券の割合 40.80%

お客さまからお預かりした預金積金は、融資による運用のほかに預け金、有価証券等への運用も行っています。

預け金の大半は信金中央金庫への定期預け金です。有価証券は、国債・地方債・公社団債・高格付の事業債など安全性・流動性の高い債券での運用に努めています。

■ 有価証券残高の推移



TOPICS

令和元年5月20日

●高浜支店が新築移転オープン

屋根に三州瓦を使用し、車の出入りがしやすい店舗にしました。



令和元年12月9日～

●スマホ決済サービス「メルペイ」へ普通預金口座から即時チャージできるサービス開始



令和元年9月10日～

●みなさまからのよくある質問をQ&Aにまとめホームページに掲載

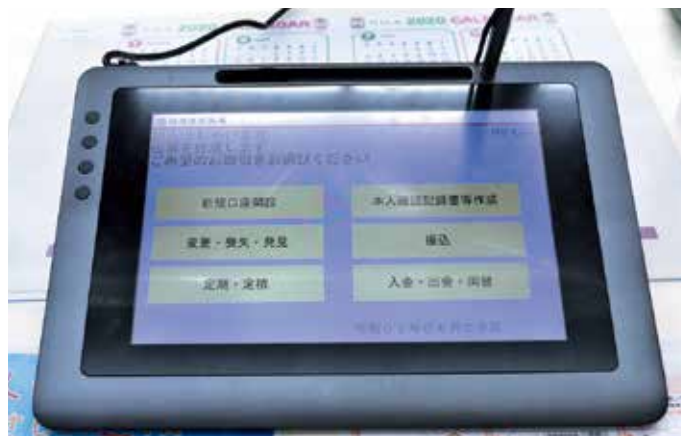
よくあるご質問(Q & A)

- 1 氏名・住所の変更について
- 2 紛失・盗難について
- 3 店舗・ATMについて
- 4 相続手続きについて
- 5 ローンについて

令和2年3月

●営業店窓口支援システムの導入

電子記帳台及び営業支援タブレットで受付けた取引をオンラインへ送信することでオペレーションレス、ペーパーレスを実現します。



令和元年9月24日

●幸田町役場に西尾信用金庫、岡崎信用金庫、蒲郡信用金庫との「しんきん共同ATM」を新設



令和2年3月9日～

●本店営業部・本店営業部相談プラザ出張所での指静脈生体認証機能付ICキャッシュカード即時発行サービス開始

「指静脈認証」

ATMでの本人確認において偽造やなりすましが極めて困難です。

生体認証



「ICチップ」がお客様の情報を保護

「指静脈認証」をICチップ内に暗号化して記録。キャッシュカードの偽造や不正な情報の読み取りが困難です。

ICチップ

令和元年10月1日～

●通帳アプリ口座(通帳レス)の取扱開始

通帳アプリ口座とは、紙の通帳を廃止し、スマートフォン上のアプリを利用することで入出金明細や残高が確認できるものです。過去最大2年間分の入出金明細が確認でき、通帳記帳や通帳繰越が不要となります。



令和2年3月23日～

●磁気不良になりにくい通帳「Hi-Co(ハイコ)通帳」の取扱開始



令和2年4月1日

●職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、選択定年制度を採用

働き方改革の一環として業界に先駆けて、職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、選択定年制度を採用し、将来設計をたてやすい職場環境としました。

令和2年4月22日

●中島支店の新築移転に伴う起工式を執り行いました。



中島支店外観イメージパース

■お客さまの大切な資産をお守りするための取組み

令和元年5月20日～

●還付金詐欺等の特殊詐欺防止策としてキャッシュカード振込機能の利用制限開始

項目	対応の状況
キャッシュカードの利用限度	ATMでの1日あたり振込限度額 65歳以上の個人のお客さまで、3年間、ATMでカード振込をされていない口座について、ATM振込を停止しています。(届出により変更できます。)

令和2年4月1日

●「にしんSDGs宣言」を公表

昨年10月に三井住友海上火災保険(株)と包括連携協定を締結するとともに、国際連合が提唱するSDGsの趣旨に賛同し持続可能な地域社会の実現に努めることを宣言しました。

にしん SDGs 宣言



西尾信用金庫は、お客さまのいちばん身近な存在として、地域とつながり地域に貢献し、地域とともに成長・発展していくことを目指すと同時に、国際連合が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」の趣旨にも賛同し、持続可能な地域社会の実現に努めます。

1. 「お客さまから頼りにされる“にしん”」

当金庫は、お客さまとの持続的な取引を目指し、お客さまとの絆づくりに全力で取り組むとともに、お客さま一人ひとりと真摯に向き合い、当金庫が持つ金融仲介機能や情報・ネットワークを十分に活かし、お客さまとともに成長・発展することを目指します。



2. 「働きがいのある“にしん”」

当金庫の財産は、何よりも人材であり、当金庫で働く職員が自信を持ち、より輝くことができるように、風通しがよく働きがいのある職場をつくり、職員の夢への挑戦を応援します。

また、将来にわたって職員が誇れる職場であり続けるため、ワークライフバランスの推進、個性や多様性を活かせる職場環境の整備に努めます。



3. 「地域とつながり地域に貢献する“にしん”」

当金庫は、この地域にあることを誇りに思い、その環境・文化の保全に努めるとともに、地域とのつながりを強化し、地域の持続的発展に取り組みます。

また、地域社会を形成する一員として、地域における人材交流の活性化、金融リテラシーの推進等に努めます。



これらの実践により、将来にわたって「お客さまから選ばれる・お客さまが紹介したくなる“にしん”」を目指します。

①平成30年5月1日～ ②令和2年2月10日～

●キャッシュカードを受取りすぐにATMから現金を引出す「カード詐欺被害」防止策として1日あたりのお引出し限度額(10万円・20万円)の引下げ制限開始

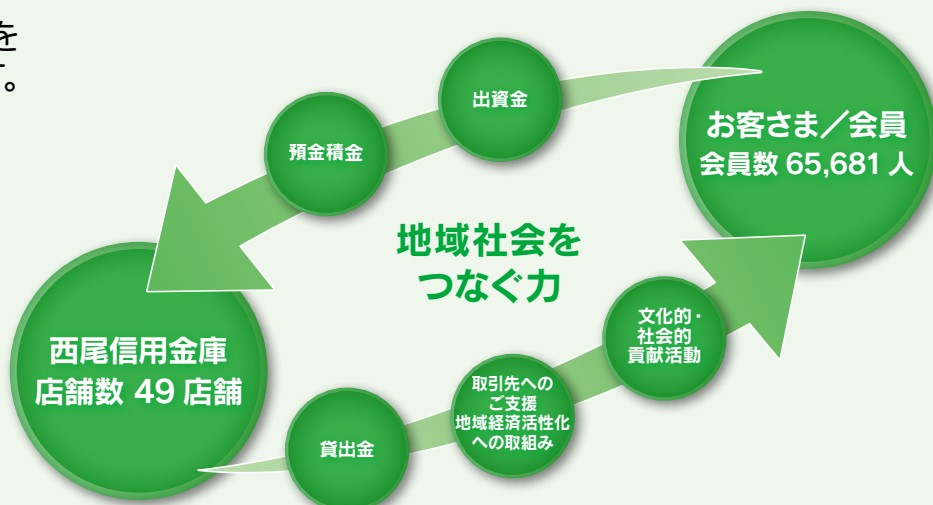
項目	対応の状況
キャッシュカードの利用限度	ATMでの1日あたり引出限度額 ①70歳以上の個人のお客さまで、2年間、ATMで出金をされていない口座について、ATMでの引出限度額を10万円としています。(届出により変更できます。) ②70歳以上の個人のお客さまで、2年間、ATMでの1日あたりの引出しが20万円未満の口座について、ATMでの引出限度額を20万円としています。(届出により変更できます。)

地域の活性化に関する取組状況

《にしん》は地域貢献活動をこのように行っております。

西尾信用金庫は、愛知県の西三河地域及び名古屋市南東部以東の尾張地域を主な事業地域として、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となり、ともに助け合い、ともに発展していくことを共通の理念として運営している金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な預金積金は、地元で資金を必要とされるお客さまにご融資させていただき、事業の発展や生活の充実のお手伝いをさせていただくとともに、地域経済の持続的な成長・発展に努めています。また、金融機能の提供に止まらず、文化・環境・教育面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでいます。



平成31年4月4日、8日

●お取引先の新入社員向けビジネスマナー研修の開催

お取引先事業所の新入社員の皆さまを対象として、社会人としての基本的なビジネスマナーに関する研修を開催しました。10月にはフォローアップ研修も開催しました。



令和元年5月28日

●地域未来牽引企業、はばたく中小企業・小規模事業者300社等との企業交流会を開催

財務省東海財務局長、経済産業省中部経済産業局長、日本銀行名古屋支店長をお招きして企業交流会を開催しました。



平成31年4月12日

●地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」に当金庫の取組が認定され表彰

「にしんハイスクール・ものづくりコンテスト」の取組みが評価され、内閣官房から平成30年度の地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」に認定され表彰されました。



令和元年7月2日

●総代定数を増員し新たに110名の総代を選任

総代定数を110名に増員しお客さまとの繋がりの強化を図り、令和元年8月3日に総代および総代選考委員との感謝の集いを開催いたしました。「ザ・レジェンド」の公演は大好評をいただきました。



令和元年12月15日

●「にしんハイスクール・ものづくりコンテスト2019」審査発表会の開催

愛知県の機械系学科、電気・電子・情報系学科を有する専門高校を対象に「ものづくりと情報技術(IoT)の融合 生活に役立つものづくり」を製作テーマに取組み、その成果を発表していただきました。



令和2年3月～

●企業経営の総合的な相談拠点ビジネスコミュニケーションセンターBCC240の開設

事業承継と人材支援の相談を始めとして、生産性向上・販路開拓やSDGs、BCP策定支援、海外展開支援など、企業経営に係る総合的な相談拠点としてビジネスコミュニケーションセンターBCC240として開設いたしました。



にしん経営者倶楽部の活動

令和元年6月4日

●第7回通常総会の開催

にしん経営者倶楽部の第7回通常総会を開催しました。平成30年度の活動報告、会計報告並びに令和元年度の活動計画案について承認されました。

総会后、ライザップグループ取締役の松本晃氏による基調講演、その後、懇親会を行い、会員間で親睦をはかりました。



令和元年11月28日

●講演会および異業種交流会・懇親会の開催

講演会及び異業種交流会・懇親会を開催しました。プロゴルファーの丸山茂樹氏を講師に迎え、元CBCアナウンサーの平野裕加里氏とトークセッションを行いました。その後、懇親会を行い、会員間で親睦をはかりました。



令和元年11月26日～令和2年3月3日

●第2回にしん若手経営塾の開講

会員企業の次世代経営者、後継者、経営幹部を対象に、経営者として成功するためのマインド・スキルについて、ワークやグループディスカッションを通じて学んでいただきました。



令和元年12月21日、令和2年1月18日、2月15日

●にしん次世代リーダー育成塾の開講

会員企業の幹部候補者、改善推進者を対象に、タイムマネジメントや生産性向上のための具体的な手法等について、座学・グループワークを通じて学んでいただきました。



当金庫は、お取引先中小企業の皆さまだけでなく、個人のお客さま向けにも融資商品のキャンペーン実施など、次のとおり様々な取組みを実施しています。

- 「がんばる中小企業応援ローン」の取扱い
- 「成長事業応援特別資金」の取扱い
- 「にしん事業再生(廃業・転業)支援金」の取扱い
- 「地域活性化資金」の取扱い
- 「地域活性化資金プラスワン」「にしん創業支援資金プラスワン」の取扱い
- 「西尾市企業立地応援ローン」の取扱い
- 「にしん補助金チャレンジ資金」の取扱い
- 「しんきん保証基金保証付職域サポートローン」の取扱い
- 「しんきん保証基金保証付消費者ローン(来店不要型 郵送・WEB完結)」の取扱い
- 「にしん事業承継応援ローン」の取扱い
- 「新型コロナウイルス感染症(COVID19)対策特別融資」の取扱い
- 「危機対応特別私募債」の取扱い

当金庫は、上記の金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野にいれ、広く地域社会の活性化および社会貢献活動等に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

●感染防止、予防等の取組み

弊庫の業務基本計画に基づき、店内及びATM消毒の開始、全職員による交代勤務やテレワークの実施、営業店カウンターへの飛沫防止用フィルムの設置、得意先活動の一部自粛、窓口業務の昼休業を8店舗で実施など各種感染予防策を実施してまいりました。



令和2年2月17日～

●「新型コロナウイルス感染症融資相談窓口」の設置

全店に相談窓口を設置すると同時に金庫独自の「新型コロナウイルス感染症 (COVID19) 対策特別融資」の取扱いを開始し、新規融資や貸付条件の変更など事業資金のみならず住宅ローンや個人ローンに関する資金繰りご相談も承っております。4月13日より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い事業活動に支障を生じている企業等を応援するため、一般私募債と比較して手数料を優遇し償還年数を延長した「危機対応特別私募債」の取扱いを開始しました。

【新型コロナウイルス感染症対策融資等の状況】(令和2年5月末現在)
(単位: 件、百万円)

新型コロナウイルス感染症対策融資		危機対応特別私募債	
実行件数	実行金額	取扱件数	取扱金額
1,120	20,983	2	150

(注) 1. 金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 融資実績には、金庫独自融資のほか保証協会の制度融資も含まれます。

令和2年3月3日

●西尾市民病院へマスク1万枚を寄贈

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、西尾市民病院でもマスクが不足していることから、災害用として備蓄しているマスク1万枚を寄贈しました。



令和2年4月11日～

●「雇用調整助成金」の説明会および個別相談会の開催

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動が縮小している取引先事業所に対して、社会保険労務士による説明会および個別相談会を開催しております。



令和2年4月1日、3日、30日

●給食用牛乳を購入

新型コロナウイルス感染症拡大による学校の一斉休校に伴い、給食用牛乳の供給停止を余儀なくされた酪農家への支援として給食用牛乳を購入し職員に配布しました。

令和2年5月8日～

●「コロナ対応サポートデスク」の開設

西尾市との連携により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を対象に資金繰り相談、雇用調整助成金、持続化給付金等についての相談窓口(コロナ対応サポートデスク)を開設しました。



令和2年6月1日～

●医療従事者の方々を応援するため「応援定期預金」の発売

新型コロナ感染症患者を受け入れた医療従事者の方々を応援するために「新型コロナウイルス感染症対策応援定期預金」を発売しました。本定期預金でお預かりした令和2年9月30日までの発売総額の0.01%を当金庫の負担で「あいち医療応援基金」に寄付いたします。

令和2年6月15日

●西尾市へ「検温アラームシステム」2台を寄贈

西尾市の新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一助として「検温アラームシステム」を寄贈。寄贈した「検温アラームシステム」はホワイトウェイブ21と西尾市文化会館に設置されております。



当金庫では、お客さまの健康・安全を最優先に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むとともに、お客さまの事業資金や生活資金の安定供給のためのご支援や助成金・補助金等の申請支援など各種サービスの提供を続けてまいります。

地域貢献・環境保全に関する取組状況

お客さまのいちばん身近な存在として、この地域にあることを誇りに思い、その環境・文化の保全に努めるとともに、地域とのつながりを強化し、地域の持続的発展に取り組んでいます。

平成31年4月～

●寺津支店の会議室を「まちの体操教室」の会場として提供

西尾市が取組む健康寿命延伸策(運動機能維持・介護予防)の趣旨に賛同し「まちの体操教室」の会場として当金庫寺津支店会議室を毎週水曜日に提供。延べ517名の方が利用されました。



令和元年7月23日

●たなばた茶会

西尾市内の小学校・中学校・高校に声をかけ、茶道に興味をもっている子ら188名を招待し本格的な茶席を体験してもらい心休まるひと時を過ごしました。



令和元年7月25日、26日

●夏休み親子金融教室

金融リテラシーの一環として西尾市・碧南市・幸田町内の小学5年生とその保護者を対象に88組176名が参加し、お金の大切さや働くことの大切さを考えるきっかけとなりました。



令和元年8月25日

●「キッズ・トライアスロンin西尾一色」への特別協賛

西尾市のトライアスロン協会などが初めて開催した「2019キッズトライアスロンin西尾一色」に当金庫は特別協賛しました。小学1年生から高校3年生までの学生が125名参加しました。



令和元年9月7日

●金庫創立記念文化講演会

講師に生島ヒロシ氏を招き、東日本大震災に関わる体験を交え、生島氏がいつも心がけている、「ご機嫌な「老活」」を目指し、人生をより充実させるためのテーマである、「心」と「体」と「お金」の健康について講演いただきました。



令和元年9月21日、22日

●第14回にしんカップ少年サッカー大会

サッカーの普及・技術向上とスポーツを通じた青少年の健全な育成を目的に開催し、県外3チームを合わせ24チームが参加しました。



令和元年11月16日・17日

●第9回にしお産業物産フェアへの協賛

当金庫ボランティア部が、北海道から九州まで全国の信用金庫取引先の銘製品の販売を実施しました。11月17日(日)には、「くまモン」が熊本県産品のPRのためにブースに登場しました。なお、売上金は被災地復興支援資金として寄付しました。



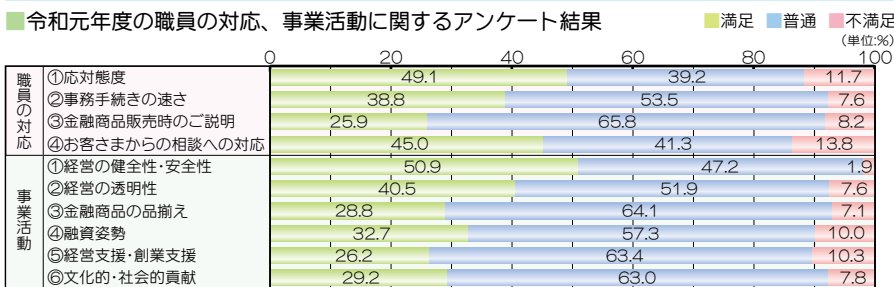
※その他清掃ボランティア活動および地域イベントに積極的に参加しております。

企業の社会的責任(CSR)への取組み

CSRとは、「企業は、経済的利益を追求するだけではなく、社会に存在する組織として、同じ社会に存在し事業活動により影響を受ける様々な利害関係者(ステークホルダー)の要請に対し、事業活動のあらゆる段階で配慮し、本業を通じて応えること」とされており、西尾信用金庫の利害関係者(ステークホルダー)に対するCSRへの主な取組み状況は次のとおりです。

1 会員に対する取組み

令和元年度の職員の対応、事業活動に関するアンケート結果



好意的なご意見	29人(16.3%)
問合せ・ご相談	25人(14.0%)
ご要望等	11人(6.2%)
批判的なご意見・苦情	19人(10.7%)
ご意見・要望等なし	94人(52.8%)
合計	178人(100%)

- ・上記の通り会員のみならず「お客さまアンケート」を実施し、アンケート結果を営業店にも伝達し、毎日の営業活動に反映させるようにしております。
- ・「会員限定金利優遇定期預金」の取扱い

2 お客さまに対する取組み

- ・通帳アプリ口座(通帳レス)の取扱い開始 (令和元年10月1日～)
- ・ICキャッシュカード即時発行サービス開始 (令和2年3月9日～)
(本店営業部・本店営業部相談プラザ出張所)
- ・磁気不良になりにくい通帳「Hi-Co(ハイコ)」通帳の取扱い開始 (令和2年3月23日～)
- ・電子記帳台(本人確認ペーパーレス)の導入 (平成30年4月～)
- ・本支店・他金融機関あて即時振込の取扱時間の拡大開始 (平成30年10月9日～)
- ・キャッシュカード不正利用防止への取組 (平成28年12月1日～)
- ・ATMでのICキャッシュカード磁気異常の自動修復サービス開始 (平成31年2月27日～)
- ・来店不要型ローン取扱開始
- ・預金キャンペーンの実施
- ・投信インターネットサービスの取扱開始 (平成30年6月11日～)
- ・西尾信用金庫スマートフォン向けアプリ「西尾信用金庫アプリ」の取扱い
- ・にししん後見支援預金の取扱開始 (令和元年8月8日～)
- ・にししん家族信託専用口座の取扱開始 (令和2年3月23日～)
- ・企業支援活動
 - お取引先を対象にした会員組織「にししん経営者倶楽部」での各種活動の実施
 - 「お客さま支援部」によるお取引先の経営改善策のアドバイス
 - 経営指標分析等を活用したお取引先への財務面のアドバイス
 - お取引先の紹介・ビジネスマッチング支援の実施
 - 中小企業支援施策や補助金・助成金など、お取引先の経営に有用な情報のご提供、ご紹介
 - 新事業進出、事業承継支援の一環としてのM&Aのご提案と専門家のご紹介
 - 「お取引先事業所の新入社員」に対するビジネスマナー研修の開催
- ・「あい・じもと農林漁業成長応援ファンド」、「愛知中小企業再生2号ファンド」、「愛知中小企業再生3号ファンド」への出資
- ・「お客さま相談係」を設置
- ・「みなさまの声カード」の取扱い
- ・ハンディキャップのある方への対応
 - バリアフリー対応のATM設置、携帯助聴器・簡易筆談器の設置
 - 日本語・英語・中国語・ポルトガル語のコミュニケーションボードの設置
 - スロープ、点字ブロック、多目的トイレ、昇降機等設置
 - 身障者専用駐車スペースの設置
- ・「にししん年金友の会」の年金ツアーの協賛
- ・金融円滑化への対応
- ・ローンの電話・FAX・インターネット受付の導入
- ・振り込め詐欺撲滅強化運動の実施
- ・「新型コロナウイルス感染症(COVID19)対策特別融資」の取扱い
- ・「危機対応特別私募債」の取扱い
- ・「がんばる中小企業応援ローン」の取扱い
- ・「成長事業応援特別資金」の取扱い
- ・「にししん事業再生(廃業・転業)支援金」の取扱い
- ・「地域活性化資金」の取扱い
- ・「地域活性化資金プラスワン」「にししん創業支援資金プラスワン」の取扱い
- ・「西尾市企業立地応援ローン」の取扱い
- ・「にししん事業承継応援ローン」の取扱い
- ・「にししん補助金チャレンジ資金」の取扱い
- ・LINE公式アカウントの取扱い
- 「軽減税率対策セミナー」の開催
- 西尾市、西尾商工会議所、一色町商工会、西尾みなみ商工会、西尾信用金庫の5者による、西尾市の認定創業支援等事業計画に基づく創業支援事業の実施(創業キホン塾、創業支援セミナー)
- BCP(事業継続計画)セミナーの開催
- 「ものづくり補助金セミナー」の開催
- 海外(アメリカ西海岸)最新事情視察ミッションの開催
- 「にししん・ものづくり企業等 経験値活用型サポート人材交流会」の開催
- 「新春経済講演会」の開催
- 「産学官金連携 にししん技術シーズ相談会」の開催
- ・金融教育、職場体験学習、インターンシップの実施
- ・「金融機関取引に関するアンケート」を実施し、お客さまの当金庫に対する評価やご要望をお伺いし、お客さまのご期待に応えるため日々の活動に役立てるようしております。
 - ロビーの照明、ATMコーナー、喫煙コーナー等の改善
 - 年金・住宅ローン・資産運用・事業資金の休日無料相談会の実施店舗を拡大
 - 窓口受付システムの導入
- ・AED(自動体外式除細動器)の設置(現在18店舗に設置)
- ・営業店に雨傘、防災用ヘルメットの備え置き
- ・相続介護等各種セミナー

3 従業員に対する取組み

- ・障害者雇用の促進
- ・定年退職後の再雇用制度の推進
- ・福利厚生施設の充実
- ・各種クラブ活動
- ・親睦会支援制度
- ・マスク配布
- ・メンタルヘルスクエアを中心とした外部専門機関との提携(セーフティネット)
- ・パート職員等の正社員への登用制度導入
- ・白バイ隊研修
- ・健康宣言チャレンジ事業所認定
- ・西尾ぐるっと!ロゲイニング研修



▲西尾ぐるっと!ロゲイニング研修

4 環境に対する取組み

- ・ハイブリッド車等環境適合車を購入するための「ECOカーローン」を発売
- ・消費電力削減への取組(LED照明の導入)
- ・電気自動車・電動バイク・電動自転車の使用
- ・地球温暖化対策への取組み(電気・ガス・水道・紙の節約)
- ・クールビズ、ウォームビズの実施
- ・住宅に環境配慮型設備の導入を実施するための「リフォームプラン・エコ」を発売
- ・文房具等事務用品の一部にエコ商品を使用
- ・全店より回収した紙類の溶解処理業者、リサイクル業者への持込
- ・新築店舗への太陽光発電設備の設置
- ・エコキャップ推進運動の実施(令和2年3月24日現在 搬入総数12,156,380個)

5 地域社会・地方公共団体、国等への取組み

- ・地方公共団体の指定金融機関の受託
- ・反社会的勢力への対応
- ・「金融教育」講座
- ・愛知県立愛知総合工科高校専攻科・西尾信用金庫 寄贈式及びビジネスプラン発表会(令和元年8月30日)
- ・にしんハイスクール・ものづくりコンテスト審査発表会開催(令和元年12月15日)
- ・「西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業の実施
- ・振り込め詐欺撲滅活動(令和元年12月13日)
- ・特殊詐欺被害防止キャンペーン(令和元年12月13日)
- ・災害時の業務継続態勢の確立
- ・マネーローダリングの防止
- ・認知症サポーターの養成
- ▶愛知県立愛知総合工科高校専攻科・西尾信用金庫 寄贈式及びビジネスプラン発表会



6 社会貢献活動への取組み



熊本県益城町(令和2年1月29日)



長野県長野市(令和2年2月13日)



福島県郡山市(令和2年2月21日)

《福島民友新聞》

西尾信金が台風19号義援金

愛知県西尾市の西尾信用金庫は18日、いわき市に台風19号災害義援金として20万円を贈った。同信金は、昨年11月に西尾市で開かれた「第9回にしお産物産フェア」で全国の

名産品を販売するブースを設置。売上金の一部を義援金としていわき市に寄せた。同信金の根山幸彦常務理事が18日、いわき市役所を訪問し、清水敏男市長に目録を手渡した。写真。ひまわり信用金庫の台(うてな)正昭理事長が同席した。

福島県いわき市(令和2年2月18日)

第9回にしお産物産フェアの売上金全額を4市町村に被災地復興支援資金として寄付しました

- ・社会貢献活動
 - 献血 (令和元年5月1日)
 - AED講習 (令和2年1月22日)
- ・寄付活動
 - 熊本県上益城郡益城町
 - 長野県長野市
 - 福島県いわき市
 - 福島県郡山市
 - 西尾市民病院マスク寄贈
 - 西尾市医師会
 - 西尾市歯科医師会
 - 鉢の木会
 - 西信緑茶会
 - オイスカ西尾推進協議会
 - 愛知こどもの国里山保護推進プロジェクト
 - 愛知こどもの国B21復活プロジェクト
 - 愛知県緑化推進委員会
 - 日本ユニセフ
 - (社)愛知県共同募金会
 - 公益財団法人 暴力追放愛知県民会議
 - 西尾市少女少女発明クラブ
 - 西尾市北部発展会へ米津川まつり協賛金
 - 吉良花火大会協賛金
 - 国宝公園の桜を守る会維持管理
 - ・清掃活動などボランティア活動
 - こどもの国竹伐採及び筍掘り等(平成31年4月14日)
 - 龜崎潮干祭り (令和元年5月3日・4日)
 - 碧南市臨海公園清掃(春) (令和元年5月26日)
 - 桶狭間古戦場まつり甲冑隊 (令和元年6月9日)
 - 宮崎海岸・恵比寿海岸・寺部海岸清掃(令和元年6月29日)
 - 西尾祇園祭大名行列警備 (令和元年7月13日)
 - 油ヶ淵周辺清掃 (令和元年7月27日)
 - 第1回西尾ぐるっと!ロゲイニング (令和元年9月22日)
 - 米津の川まつり参加及び清掃 (令和元年9月22日)
 - ナゴヤアドベンチャーマラソン (令和元年10月27日)
 - 花岳寺・華蔵寺清掃 (令和元年11月10日)
 - にしお産物産フェア(令和元年11月16日・17日)
 - 碧南市臨海公園清掃(秋) (令和元年11月17日)
 - 西尾市環境イベント「環境Wave21」(令和元年12月1日)
 - ・地域イベントへの参加
 - 西尾祇園祭・踊ろっ茶・西尾! (令和元年7月14日)
 - たなばた茶会 (令和元年7月23日)
 - 夏休み親子金融教室 (令和元年7月25日・26日)
 - はずストーンカップチャレンジレース (令和元年7月27日)
 - にしんカップ少年サッカー大会 (令和元年9月21日・22日)
 - にしお駅伝 (令和元年12月15日)

不良債権の状況(リスク管理債権および金融再生法開示債権)

不良債権の判定は、金融庁の「金融検査マニュアル」を踏まえた当金庫の自己査定基準により行っています。自己査定の結果については、営業推進部門や審査部門、経理部門から独立した監査担当部による内部監査を受け、さらに監査法人による外部監査を受けており、客観性が確保されています。また、自己査定の方法や結果に対して、金融庁による検査も行われています。

不良債権には、「信用金庫法施行規則」で開示が義務付けられている「リスク管理債権」と「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に定める債権があり、令和2年3月31日現在における不良債権の状況は次のとおりです。

「リスク管理債権」の状況

(単位:百万円,%)

区 分	平成31年3月31日	令和2年3月31日	増 減
破 綻 先 債 権	31	36	4
延 滞 債 権	7,126	6,644	△482
3 ヲ月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	6,783	9,233	2,450
リ ス ク 管 理 債 権 合 計 (A)	13,940	15,913	1,973
貸 出 金 残 高 (B)	575,376	600,068	24,691
リ ス ク 管 理 債 権 比 率 (A / B)	2.42	2.65	0.23

(注) 1. リスク管理債権の対象資産は貸出金です。

2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることや、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

延滞債権は、自己査定基準に基づく債務者区分における実質破綻先および破綻懸念先に対する貸出金であり、すべてが延滞している貸出金ではありません。

4. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。

当金庫の「3か月以上延滞債権」は、すべて破綻懸念先に該当するため、「延滞債権」に計上しました。

5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

当金庫には、利息の支払猶予や債権放棄をした貸出金はありません。

6. これらの開示額は、担保処分による回収見込額や個別貸倒引当金を控除する前の金額です。

<参考>

自己査定基準に基づく債務者区分

- ①破 綻 先…法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- ②実質破綻先…深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い債務者
- ③破綻懸念先…経営難の状況にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きい債務者
- ④要 注 意 先…業況が不良で、今後の管理に注意を要する債務者
- ⑤正 常 先…業況が良好であり、特段の問題がない債務者

リスク管理債権の保全状況

(単位:百万円,%)

区 分	平成31年3月31日					令和2年3月31日				
	残 高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等	貸倒引当金	保全率 (b/a)	残 高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等	貸倒引当金	保全率 (b/a)
破 綻 先 債 権	31	31	12	19	100.00	36	36	26	9	100.00
延 滞 債 権	7,126	6,960	5,135	1,825	97.66	6,644	6,497	4,823	1,674	97.79
3 ヲ月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	6,783	2,254	1,810	444	33.23	9,233	4,082	3,495	586	44.21
合 計	13,940	9,245	6,957	2,288	66.32	15,913	10,616	8,345	2,270	66.71

(注) 1. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計です。

2. 「貸倒引当金」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

「金融再生法に基づく開示債権」の状況

(単位:百万円,%)

区 分	平成31年3月31日	令和2年3月31日	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	835	1,088	253
危 険 債 権	6,325	5,598	△726
要 管 理 債 権	6,783	9,233	2,450
上 記 合 計 (A)	13,943	15,920	1,977
正 常 債 権	564,553	587,161	22,608
合 計 (B)	578,496	603,082	24,586
比 率 (A / B)	2.41	2.63	0.22

- (注) 1. 開示の対象は貸出金、貸出金に準ずる債権(債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、貸付有価証券)および当金庫保証付私募債です。
2. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権(以下「破産更生債権等」といいます。)です。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
4. 要管理債権とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。
6. これらの開示額は、担保処分による回収見込額や個別貸倒引当金を控除する前の金額です。

「金融再生法に基づく開示債権」のうち不良債権の保全状況

(単位:百万円,%)

区 分	平成31年3月31日				令和2年3月31日					
	債権額 (A)	保全額 (B)	担保・保証等	貸倒引当金	保全率 (B/A)	債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等	貸倒引当金	保全率 (b/a)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	835	835	483	351	100.00	1,088	1,088	746	342	100.00
危 険 債 権	6,325	6,158	4,663	1,495	97.37	5,598	5,452	4,110	1,341	97.39
要 管 理 債 権	6,783	2,254	1,810	444	33.23	9,233	4,082	3,495	586	44.21
合 計	13,943	9,248	6,957	2,291	66.32	15,920	10,623	8,352	2,271	66.72

- (注) 1. 「正常債権」に対しては、平成31年3月31日現在では1,242百万円、令和2年3月31日現在では1,480百万円の貸倒引当金を計上しています。
2. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計です。

◆令和2年3月31日現在の金融再生法に基づく開示債権のうち、不良債権は159億20百万円となり、全体に占める比率は2.63%となりました。

◆また、この金融再生法に基づく不良債権159億20百万円のうち、106億23百万円が確実な担保・保証等および貸倒引当金によりカバーされており(保全率66.72%)、カバーされていないのは52億97百万円にとどまります。

◆このカバーされていない部分についても、これまでどおり事業を継続され、正常にご返済をされているお取引先に対するものが多く含まれていますが、仮にこのすべてが貸倒れとなったとしても、西尾信用金庫のこれまでに蓄積した自己資本は1,044億3百万円にのぼっていますので、経営に与える影響は大きくありません。

◆西尾信用金庫の自己資本比率は5ページにありますように、令和2年3月末現在で18.07%と、基準である4%をはるかに上回っており、不良債権に対する態勢は万全です。

信用金庫の運営

信用金庫の最高議決機関は、総会又は総代会であり、議決権は会員1人1票制をとっています。総代は、定款の定めるところに従って会員の中から選任されます。

総会又は総代会では、理事及び監事が選任され、理事によって理事会が構成されます。

理事長等の代表理事は、理事会で選任され、信用金庫の日常業務は、理事会の決定の下に行われます。

信用金庫は、金融庁の監督を受けており、「関係法令を遵守しているか」「経営は健全か」等の着眼点に沿って定期的な検査を受けています。

当金庫の会員資格は、当金庫の事業地区内にお住まいの方、お勤めの方、事業所をお持ちの方、事業所を有する者の役員となっています。ただし、従業員が300人以下又は資本金が9億円以下であることが必要です。会員となるためには、1万円の出資をしていただきます。

I. 当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

II. 総代会の決議により除名となることがある場合

1. 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6ヶ月以内にその義務を履行しないとき。
2. 法令もしくは当金庫の定款に違反し、当金庫の事業を妨げ又は当金庫の信用を失わせるような行為をしたとき。
3. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意でしていただく、上記Iの「1」及び「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
5. 5年以上継続してこの金庫の事業を利用せず、かつ、この金庫がその会員に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しないとき。

総代会制度

■ 総代会制度

信用金庫は、一定地域の中小企業や住民の方々を会員とした協同組織の金融機関です。

会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能なことから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から、適正な手続きによって選任された総代により運営され、決算、取扱業務の決定、理事・監事・会計監査人の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

■ 総代および総代の選任方法

■ 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

平成22年8月以降新たに就任した総代の定年は満80歳です。

総代の定数は、90人以上120人以内で、各選任区域(5区)ごとに選考年度の5月末の会員数に応じて定めております。

総代選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代は、総代候補者の選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

- (1) 総代会の決議により会員の中から「総代候補者選考委員」を選任します。
- (2) 総代候補者選考委員会を開催のうえ総代候補者選考委員は、会員の中から「総代候補者」を選考し掲示場に掲示します。
- (3) 会員が総代候補者を信任します(異議があれば申し出ることができます)。

総代候補者の選考基準 (「総代選任規定」第7条)

総代候補者は、当金庫の会員のうち、次の要件に該当する者から選考する。

- (1) 総代として相応しい見識を有している。
- (2) 良識をもって正しい判断ができる。
- (3) 地域に地縁・人縁関係がある。
- (4) 地域での信望が厚い。
- (5) 当金庫の基本方針および経営方針をよく理解している。

第107期通常総代会の決議事項

令和2年6月17日(水)、西尾コンベンションホールにて開催しました第107期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

1. 報告事項

第107期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

2. 決議事項

- 第1号議案 第107期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員補充選任の件
- 第4号議案 所在不明会員の除名の件

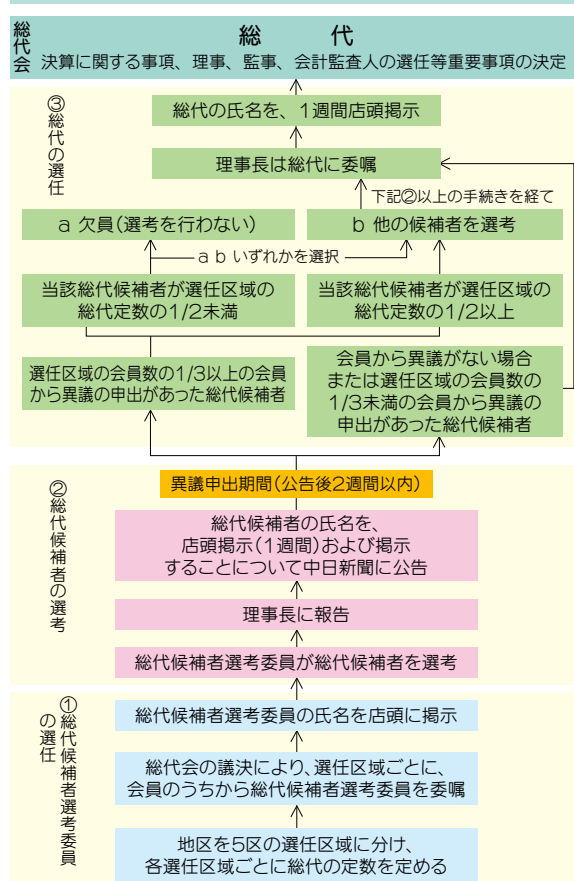
総代のご紹介

令和2年6月17日現在 (氏名の後の数字は総代への就任回数)

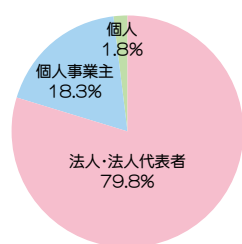
(敬称略・五十音順)

総代選任区域	西尾市(旧幡豆郡一円は除く)	(現員数26名)
1区 (定数26名)	朝岡陽子② 天野卓③ 市川輝雄④ 稲葉稔彦⑥ 岡田義雄⑥ 小田井博茂④ 加納隆⑤ 神谷祥② 柴田高広① 杉浦明博① 杉浦正一① 杉浦澄雄⑦ 杉田愛次郎⑤ 杉本義安⑥ 鈴木一枝③ 鈴木英昭④ 田中正規④ 辻村和敏① 寺部典司④ 鍋田憲孝⑧ 二宮誠二⑨ 藤田和也① 三浦康彦② 三村幸弘⑥ 山尾ひろみ① 米津長治⑥	
2区 (定数18名)	西尾市(旧幡豆郡一円)・額田郡(幸田町)	(現員数18名)
	大嶽治郎⑥ 大竹玲子① 加藤徳藏① 兼子久一⑨ 川上國廣① 河東幸雄③ 倉内睦夫⑥ 桑原泰孝③ 小出道治③ 嶋田稔⑥ 柴崎義輝④ 鈴木茂朗③ 鈴木久夫④ 長坂茂松⑨ 平野郁孝⑥ 藤井務④ 堀田誉愛⑦ 村井誠一③	
3区 (定数20名)	蒲郡市・岡崎市・豊田市(旧西加茂郡藤岡町・小原町・東加茂郡旭町・足助町・下山村・稲武町は除く)	(現員数20名)
	青山晴夫⑥ 石川順一② 岩附典彦③ 大浦武夫⑦ 太田三伸① 大塚幸和⑥ 加藤文司⑥ 畔柳悟③ 小林博茂⑥ 佐野光造⑥ 高井芳人① 高木二三夫⑧ 多々内秀夫⑧ 永井孝昌⑥ 中根祥子① 野本稔④ 服部直己① 牧甫① 牧原孝二郎① 三浦徳雄③	
4区 (定数20名)	安城市・知立市・高浜市・碧南市	(現員数20名)
	生田繁信① 稲垣鏡一⑥ 井上雅弘③ 小笠原真伸① 岡田鋭春⑤ 奥村武博③ 加藤敏隆⑦ 古久根靖① 近藤忠彦③ 柳原逸夫① 杉浦慶一③ 杉浦正直② 杉浦康成③ 鈴木正和⑦ 高井宗雄⑥ 服部三千子⑤ 早川浅海① 牧野伸正⑤ 武藤啓吾① 横山真喜男①	
5区 (定数26名)	刈谷市・名古屋市(緑区・南区・瑞穂区・昭和区・天白区・千種区・名東区・港区・熱田区)・大府市・東海市・豊明市・みよし市・長久手市・愛知県東郷町・日進市・半田市・常滑市・知多市・知多郡一円	(現員数25名)
	石川伸① 石川敏明② 石原寛治① 伊藤保男⑩ 井上徹① 太田宗一郎⑥ 岡本郁雄⑥ 各務康則② 加藤重孝⑥ 加藤哲也⑤ 加藤弘枝② 河村順平⑫ 鬼頭佑治⑥ 樹下太郎① 久野晋嗣① 小林祥浩⑩ 近藤妙子① 酒井克俊① 杉山一夫⑧ 田中誠② 都築又晴⑥ 中村秀臣② 平手藤章③ 森田哲夫⑤ 矢上孝雄⑤	

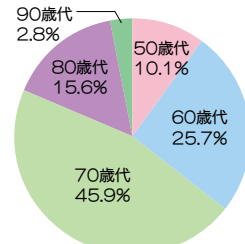
総代会は、会員の総意を適正に反映するための制度です



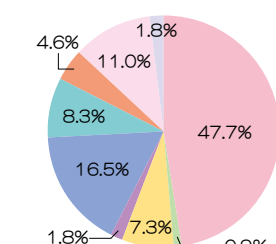
職業別構成比



年代別構成比



業種別構成比



総代選任区域別会員数

(令和2年5月31日現在・名)

1区	15,472
2区	11,037
3区	12,009
4区	11,689
5区	15,544
合計	65,751

西尾信用金庫の組織図・役職員等の状況

職員

	(職員数)					(平均年齢)				
	28.3.31	29.3.31	30.3.31	31.3.31	R2.3.31	28.3.31	29.3.31	30.3.31	31.3.31	R2.3.31
男性	414	416	422	411	398	40.09	40.04	40.04	40.07	40.11
女性	303	310	316	327	339	31.01	31.05	31.07	31.10	32.02
計	717	726	738	738	737	36.07	36.04	36.05	36.06	36.08

組織 (令和2年6月30日現在)



役員

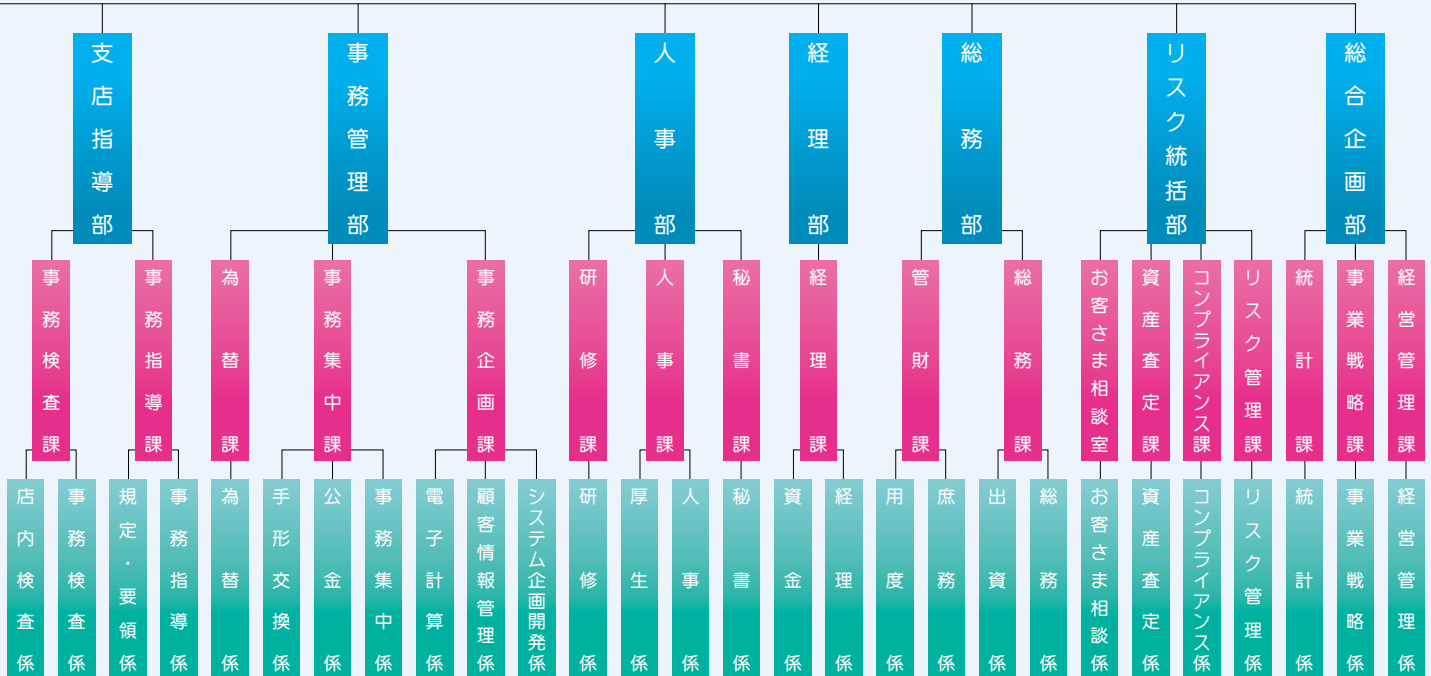
(令和2年7月1日現在)

理事長 (代表理事)	近藤 実	常勤理事	板倉 正利
副理事長 (代表理事)	加藤 典男	常勤理事	平山 敬二
専務理事 (代表理事)	石川 清成	非常勤理事 (職員外理事)	山崎 浩司
常務理事 (代表理事)	小島 富雄	非常勤理事 (職員外理事)	谷口 勝司
常務理事	樺山 幸彦	常勤監事	足立 康行
常務理事	愛染 幸雄	常勤監事	杉原 正美
常勤理事	加藤 敦成	非常勤監事	高須 光
常勤理事	加藤 浩	非常勤監事 (員外監事)	小林 正明

執行役員

小島 富雄	(総務部長)
樺山 幸彦	(お客さま支援部長)
愛染 幸雄	(融資一部長)
加藤 敦成	(個人営業推進部長)
加藤 浩	(事務管理部長)
板倉 正利	(監査部長)
平山 敬二	(リスク統括部長・お客さま相談室長)
吉崎 和浩	(本店営業部長・福地支店長)
市田 重親	(総合企画部長)
米津 聡	(営業統括部長・法人営業推進部長)
鍋田 智之	(人事部長)

本部



監事会

非常勤理事

非常勤監事

専務理事

常務理事

常勤理事

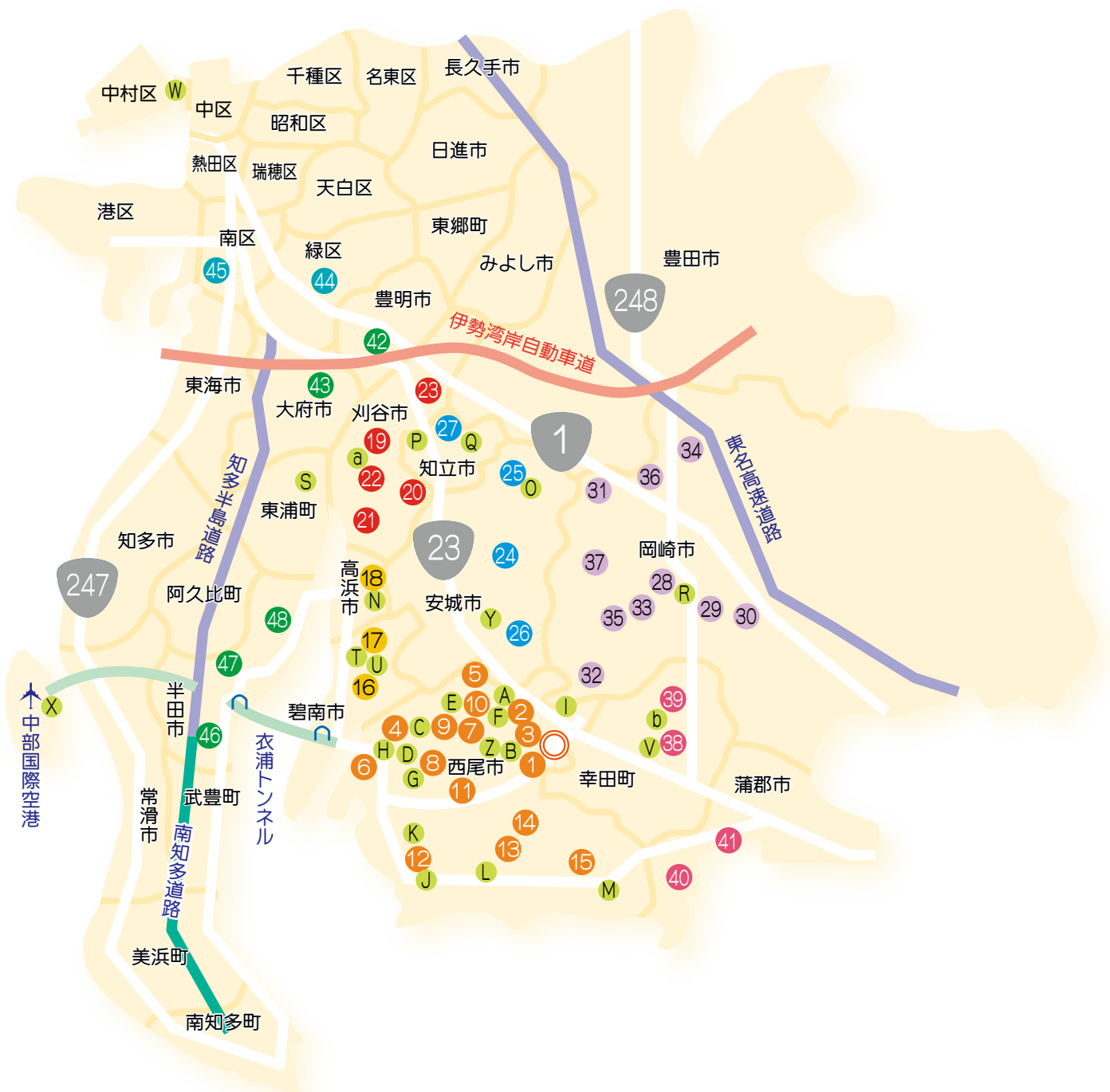
常勤監事

西尾信用金庫 店舗のご紹介

■ 地 区

(令和2年6月30日現在)

地域名	市町村名
三 河	西尾市、碧南市、高浜市、刈谷市、安城市、知立市、岡崎市、額田郡幸田町、豊田市(旧西加茂郡藤岡町・小原村、東加茂郡旭町・足助町・下山村・稲武町は除く)、みよし市、蒲郡市
尾 張	豊明市、長久手市、愛知郡東郷町、日進市、大府市、東海市、知多市、半田市、常滑市、知多郡一円
名古屋市	緑区、南区、港区、熱田区、瑞穂区、昭和区、天白区、千種区、名東区



■ 事務所

■ 店舗一覧

(令和2年6月30日現在)

地図記号	店舗名	所在地	電話番号
◆ ◎	本店営業部	西尾市寄住町洲田51番地	0563-56-7112
□ 1	本店営業部 西尾市役所出張所	西尾市寄住町下田22番地	0563-54-9140
□ 2	本店営業部 相談プラザ出張所	西尾市熊味町南十五夜1番地3	0563-56-2400
□ 3	にしおんきん インターネット支店	西尾市寄住町洲田29番地1(事務センター内)	0120-131-240
□ 4	平坂支店	西尾市平坂町細出33番地7	0563-59-6188
□ 5	米津支店	西尾市米津町久手50番地1	0563-56-5128
□ 6	寺津支店	西尾市寺津町亀井91番地1	0563-59-6501
◆ 7	中央支店	西尾市永楽町3丁目45番地	0563-56-8000
■ □ 8	矢田支店	西尾市国森町不動東81番地11	0563-57-5115
■ □ 9	下町支店	西尾市下町御城下19番地4	0563-56-6000
■ □ 10	桜町支店	西尾市緑町4丁目15番地	0563-57-5700
■ □ 11	福地支店	西尾市菱池町新田32番地2	0563-57-7101
◆ 12	一色支店	西尾市一色町一色亥新田65番地	0563-73-6611
□ 13	吉田支店	西尾市吉良町荻原桐杭46番地1	0563-32-0177
□ 14	横須賀支店	西尾市吉良町木田祐言97番地1	0563-35-0515
■ □ 15	幡豆支店	西尾市西幡豆町川原113番地1	0563-62-2376
□ 16	碧南支店	碧南市沢渡町1番地	0566-41-1900
□ 17	辻支店	碧南市住吉町3丁目73番地1	0566-48-2011
□ 18	高浜支店	高浜市神明町八丁目1番地11	0566-52-3211
◆ 19	刈谷支店	刈谷市桜町1丁目24番地1	0566-21-4655
□ 20	東刈谷支店	刈谷市松栄町2丁目15番地24	0566-23-8511
■ □ 21	小垣江支店	刈谷市小垣江町下半ノ木44番地6	0566-22-5955
■ □ 22	刈谷南支店	刈谷市大手町5丁目59番地2	0566-22-6611
□ 23	富士松支店	刈谷市今川町山ノ端128番地1	0566-36-1011
□ 24	安城支店	安城市相生町6番6号	0566-74-2411
□ 25	新安城支店	安城市住吉町七丁目17番地2	0566-98-4811
□ 26	桜井支店	安城市桜井町茶屋坊16番地14	0566-99-4855
□ 27	知立支店	知立市弘栄3丁目33番地	0566-82-2211
□ 28	岡崎支店	岡崎市上六名四丁目4番地5	0564-53-2411
■ □ 29	岡崎南支店	岡崎市上地3丁目48番地1	0564-53-3711
□ 30	美合支店	岡崎市美合町字平地25番地	0564-54-0321
■ □ 31	宇頭支店	岡崎市宇頭町字西側7番地2	0564-32-1515
■ □ 32	中島支店	岡崎市中島町字中道1番地1	0564-43-1515
■ □ 33	岡崎駅西支店	岡崎市柱二丁目5番地11	0564-54-7111
□ 34	岡崎北支店	岡崎市井ノ口新町7番地3	0564-25-5711
□ 35	六ツ美支店	岡崎市法性寺町字柳之内36番地1	0564-58-1011
■ □ 36	矢作支店	岡崎市東大友町字西浦4番地1	0564-32-8800
□ 37	西岡崎支店	岡崎市大和町字荒田51番地5	0564-34-3311
□ 38	幸田支店	額田郡幸田町大字芦谷字幸田46番地	0564-62-7111
□ 39	幸田北支店	額田郡幸田町大字大草字長根尻125番地	0564-62-5211
□ 40	形原支店	蒲郡市形原町東中畑46番地1	0533-57-3191
□ 41	蒲郡支店	蒲郡市八百富町3番8号	0533-68-6911
□ 42	豊明支店	豊明市栄町南姥子53番地	0562-98-8155
□ 43	大府共和支店	大府市共和町三丁目2番地3	0562-47-5311
□ 44	鳴海支店	名古屋市緑区六田一丁目132番地	052-621-7111
□ 45	柴田支店	名古屋市南区柴田本通1丁目1番地1	052-612-2171
□ 46	成岩支店	半田市青山1丁目5番地の1	0569-24-6000
□ 47	半田支店	半田市岩滑中町4丁目148番地の2	0569-26-1188
□ 48	亀崎支店	半田市亀崎町9丁目14番地	0569-28-6800

ATMは土曜・日曜・祝日も全店で営業しています。ただし、本店営業部西尾市役所出張所と西尾市民病院(1階)は平日9:00~16:30の営業となります。また、本店営業部相談プラザ出張所は水曜・日曜・祝日は休業日となります。

◆外貨両替取扱店 □外貨両替取次店

■窓口昼時間休業店舗 休業時間11:30~12:30

《西尾信用金庫アプリ》ダウンロードはこちらから(※無料)

西尾信用金庫アプリについてのお問い合わせ
西尾信用金庫 事務管理部
TEL0563-56-7955 平日 9:00~17:00



iOSの方 Androidの方

■ 店舗外自動機器(令和2年6月30日現在)

地図記号	各店舗
西尾市	
A	西尾市民病院(1階) 西尾市熊味町上泡原
◎ B	ヴェルサウォーク西尾(1階) 西尾市高島町三丁目
◎ C	おしろタウンシャオ(1階) 西尾市下町御城下
◎ D	ドミー寺津店(1階) 西尾市寺津町三丁目
◎ E	マックスパリュ西尾店 西尾市道光寺町西縄
◎ F	ヤマナカ西尾寄住店(1階) 西尾市寄住町泡原
◎ G	フィールAELU(1階) 西尾市上矢田町字浜道
◎ H	パロー西尾平坂店 西尾市平坂町如月
◎ I	道の駅にしお岡ノ山 西尾市小島岡ノ山
◎ J	ドミー一色店(1階) 西尾市一色町対米九郎左
◎ K	一色中部 西尾市一色町一色下乾地
◎ L	ピアゴ吉良店(1階) 西尾市吉良町吉田天笠桂
◎ M	ポータウンミュージー(1階) 西尾市東幡豆町堂山
高浜市	
◎ N	トぼーと(1階) 高浜市神明町八丁目
安城市	
◎ O	アンディ(1階) 安城市住吉町三丁目
知立市	
◎ P	ドミースーパーセンター知立店(1階) 知立市上重原町己ノ池
◎ Q	ギャラリエアピタ知立店(2階) 知立市長篠町大山
岡崎市	
◎ R	イオン岡崎南店(1階) 岡崎市戸崎町字ばら山
東浦町	
◎ S	イオン東浦ショッピングセンター(1階) 知多郡東浦町大字緒川字申新田二区
碧南市	
◎ T	ドミー新川店(1階) 碧南市千福町2丁目
◎ U	パロー碧南城山店 碧南市城山町一丁目
幸田町	
◎ V	スーパーセンターオークワ幸田店(1階) 額田郡幸田町大字六栗字蔵前

●信用金庫共同ATM(令和2年6月30日現在)

JRセントラルタワーズ内

◎ W 桜通口キャッシュコーナー
スカイシャトルキャッシュコーナー

中部国際空港セントレア内

◎ X 中部国際空港ターミナルアクセスプラザキャッシュコーナー

●岡崎信用金庫との共同ATM(令和2年6月30日現在)

◎ Y アピタ安城南店(1階)
安城市桜井町貝戸尻

◎ Z フィールいつも(1階)
西尾市矢曾根町長配

●碧海信用金庫との共同ATM(令和2年6月30日現在)

a 刈谷市役所
刈谷市東陽町1丁目

●岡崎信用金庫・蒲郡信用金庫との共同ATM(令和2年6月30日現在)

b 幸田町役場
額田郡幸田町大字菱池字元林

◎土曜・日曜・祝日営業

(刈谷市役所出張所・幸田町役場出張所は平日のみの営業となります)

自動機器設置状況 令和2年6月30日現在
ATM(当金庫設置の現金自動預払機)125台

お近くのにしん相談プラザで お待ちしております。

お仕事帰りや土曜日にもご利用いただけます。

相談プラザ出張所では以下の業務を取扱っていますのでお気軽にご来店ください。



本店営業部相談プラザ出張所

〒445-0071 西尾市熊味町南十五夜1番地3

TEL **0563-56-2400**

営業時間

平日(月・火・木・金曜日) 11:00~19:00
土曜日(祝日を含む) 10:00~16:00

休業日

水曜日、日曜日、祝日(土曜日の場合を除きます)
12月31日~1月3日、1月・5月の
第1土曜日



- 住宅ローン、車の購入資金やお子さまの教育資金等の消費者ローン相談からご融資対応します。
(消費者ローンは平日に限り即時の融資対応もできます。)
- 普通預金新規口座開設やキャッシュカードの即時発行ができます。
- 税金納付 窓口での納付と税公金機械での納付もできます。
- 投資信託、国債、地方債、生命保険、傷害保険、iDeCo等の預かり資産の相談から申込みができます。
- 住所変更や届け出印鑑変更等の手続きや口座振替依頼書の受付をいたします。
- 相続信託・家族信託商品の受付から申込みができます。



辻支店相談プラザ

〒447-0058 碧南市住吉町3丁目73番地1

TEL **0566-48-4600**

毎週土曜日開催

10:00 ~ 16:00

(祝日の土曜日にも営業します。)
※年末年始・1月、5月第1土曜日は
お休みさせていただきます。



西尾信用金庫アプリ

ダウンロードは
こちらから



iOSの方



Androidの方

古紙を配合した紙を
使用しております。



このディスクローラー2020の本文は
環境に配慮した植物性インキを
使用して印刷されています。